

高浜市総合計画審議会（第4回） 会議録

日 時	平成22年6月17日（木）午後7時～8時30分		
場 所	高浜市役所 第2会議室（4階）	傍聴人数	11名
出席者	委 員	中川幾郎、板倉良平、神谷小百合、小笠原芳夫、竹内一仁、尾方勝利、鈴木康博、神谷環光、竹内亨弘、神谷和之、古橋知美、神谷通夫、小野田由紀子、杉浦幸七（14名出席）	
	事務局	地域協働部長 岸上善徳 地域政策グループ リーダー 神谷美百合 同 主 幹 岡島正明 同 主 査 神谷義直 同 主 査 鈴木明美 同 主 任 山本久美 同 主 事 桑山由紀子 同 主 事 中村彩 （8名出席）	
次 第	1 会長あいさつ 2 議事 3 その他		
資 料	資料1 : 高浜市総合計画審議会（第3回）会議録（案） 資料2-1 : 高浜市の未来を描く市民会議 ニュースレター（vol. 5） 資料2-2 : 高浜市の未来を描く市民会議 ニュースレター（vol. 6） 資料3 : 第6次総合計画・自治基本条例 素案公表の方法等について（案） 資料4 : 第6次高浜市総合計画（素案） 資料5 : 第6次総合計画・自治基本条例 検討スケジュール（案）—中間公表に向けて—		

1. 開会

- ・委員交代の報告（磯貝正隆 前議長→小野田由紀子 新議長）

2. 議事

1) 第3回会議録の確定

—原案通り承認される—

2) 高浜市未来を描く市民会議の進捗状況について

事務局から、資料2「高浜市の未来を描く市民会議 ニュースレター (vol. 5・6)」、資料5「第6次総合計画・自治基本条例 検討スケジュール (案) —中間公表に向けて—」を説明

【質疑等】

- 会 長： ・ 6月30日の市民会議全体会に向けて、活発に分科会を行っていただいているので、各委員からご報告願いたい。
- 委 員： ・ 自治基本条例分科会では、各条文を検討している。6月2日に地域自治を中心に、6月10日にはその他の部分を検討した。6月23日にはこれまでにいただいた意見を受けて修正・検討し、6月30日に素案として出す。
- 委 員： ・ 行財政運営分科会は、6月3日にまとめきれなかったもので、6月24日に再度まとめをすることになっている。
- 委 員： ・ 教育分科会は、教育基本構想の3つのプロジェクトと連携しながら検討を進めている。6月10日に分科会を開催、素案は21日の分科会でまとめていきたい。
- 委 員： ・ 生涯学習分科会は、項目を出し合い、少し硬い用語があるのではないかな等の意見が出たので、6月25日に再度、分科会を開催する。
- 委 員： ・ 子育て・子育て分科会は、目標はほぼまとまり、これから指標をまとめ上げる。6月21日に分科会を開催し、30日に向けて素案にまとめあげたい。
- 委 員： ・ 産業分科会は、雇用の中に、障がい者の就業率を入れてもいいのか、地域福祉分科会との調整が必要になっている。また、土地利用や地目の変更について、都市基盤分科会と調整中である。
- 委 員： ・ 環境分科会では、高浜市の環境活動をモデル化することを狙いとしている。そのためには、一過性でなく継続性が必要。市民参加というレベルではなく、全体の市民の行動が伴うようにしなければならない。今後、具体的な取組み、評価方法・評価基準を検討する。
- 委 員： ・ 都市基盤分科会は、8項目（道路、公共交通、公園、緑化、景観、防犯・防災、交通安全、消防）を議題に上げて進めている。次回は6月24日に分科会を開催する。
- 委 員： ・ 地域福祉分科会は、基本目標がほぼ決まった。次回は、指標などを検討する。雇用の関係はまだ意見として出ていないので、話し合いに入りたい。
- 委 員： ・ 健康分科会は出席率が良く、楽しく進めている。11の分野に分けて検討を進めている。

3) 中間公表の方法等について

事務局から資料3「中間公表の方法等について」を説明

【質疑等】

- 委員： ・ 「出前トーク」は、まちづくり協議会や町内会で行うのか。
- 事務局： ・ 「出前トーク」は、各町内会すべてを計画的に回ることを考えている。「車座談義」については、協議会のメンバーが中心になると思う。
- 委員： ・ 協議会のメンバーに限られるのか。
- 事務局： ・ 小学校区単位で、公民館やまちづくり協議会の拠点施設で開催し、まちづくり協議会のメンバーだけでなく、一般市民もそこへ来られるような形を考えている。
- 委員： ・ まちづくり協議会の活動には、市職員（まちづくり協議会特派員）がよく来ているが、町内会にはあまり来ていない。準備していることがあれば教えていただきたい。
- 事務局： ・ 「出前トーク」には、地域政策グループの職員が出向くことを考えている。
- 委員： ・ 審議会で審議したことを議会へ上程するのか。資料5に「自治基本条例をもっと知ろう」とあるが、審議会で審議しないものがパブリックコメントに出るのはどうなのか。
- 事務局： ・ 8月の審議会で示したい。
- 委員： ・ 8月の審議会で議論し、しっかりと条例を読み込みもせずに、8月15日にはパブリックコメントに出してしまうのか。
- 事務局： ・ 市民会議としての条例の素案は6月30日にできる。7月末の市民会議で詳しく説明する手順で考えている。
- 委員： ・ 市民会議の雰囲気の中では、審議はできないと思う。市民会議での議論で、パブリックコメントに出す前の審議として十分なのか。審議会はもう少し責任を持った人たちが議論する場としてあるのだと思う。
- 事務局： ・ 回数を増やしたほうがよければ、もともと審議会の開催を予定していた7月12日に行ってもよい。
- 委員： ・ 回数の問題ではない。市の自治基本条例や総合計画を決めるといった重大な局面の委員として参加している中で、そういった流れでは、自分は責任を持ってない。
- 会長： ・ われわれ審議会が議会に上程するのではなく、市長部局に答申する。市長部局はその答申を踏まえて、行政側のできること、できないことを調整し、決定していく。すべて審議会が責任を持ってやるわけではない。
- 委員： ・ 自治基本条例の検討が進んでいるのであれば、ある程度の所で審議会に出していただきたい。
- 会長： ・ 審議会から市民会議分科会に権限を委任している。総合計画審議会は市民会議分科会と役割分担しながら進めていくことが大切。分科会の進み具合もあるので、審議会の回数を増やすことには慎重になるべき。他の分科会に参加していただくことも可能なので、積極的に他の分科会に参加して議論する方法もある。

- 事務局： ・ もともと7月12日に審議会を予定していたので、委員の皆さんのご都合が大丈夫なら、途中報告をしてもよい。
- 委員： ・ 自治基本条例は1回の審議会で理解していただくのは難しいので、7月と8月の2回やっていただければ理解も深めてもらえると思う。まちづくり協議会で常に顔を合わせているので、意見交換はさせていただきたい。
- 会長： ・ では、7月12日に審議会を開催し、自治基本条例（素案）を説明してください。
- 委員： ・ パブリックコメントは、どのくらいの意見を見込んでいるのか。せっかくの機会なので、多くの意見がもらえるとよい。
- 事務局： ・ 意見があまり出てこないのが現状。市民から意見が出るように、市民会議のメンバーにもPRをお願いしたい。

－原案通り承認される－

4) 基本構想（素案）について

事務局から資料4「第6次総合計画（素案）」を説明

【質疑等】

- 会長： ・ 基本構想は、基本計画の議論を踏まえてフィードバックし、微調整することはありません。基本構想がこのような枠組み、書きぶりでよいか、ご意見をいただきたい。基本構想部分は、議会の議決対象になっている。
- 委員： ・ 全体の流れは良い。P3、見直しができるのは基本計画であって、総合計画の見直しができると思われぬようにすべき。
- ・ P10「支え合い」というところで、「一人ひとりが持っている力（知恵・技能・お金）」とあるが、「お金」はいかなものか。「これを伸ばし、高浜市づくりのために出し合い」とあるが、「持てる力を出し合って、みんなで高浜のまちを支えていく」とした方がよい。
- ・ 「手と手をつなぐ」というところで、“多様性”とあるが、「個性の多様性」か「まちの多様性」かが分かりにくいので、「まちに多様性」とした方がよい。
- ・ 「大家族たかはま」のところで、「自治体・高浜市づくり」とあるが「市民自治」とした方がよい。
- ・ P10の語尾は「～こと」「～です」となっているので、そろえたほうが良い。
- 会長： ・ 「お金」ははずしたほうが良い。「まちに多様性が生まれる」の方がいい。“市民自治都市・高浜”にするためにあえて変えている。「市民自治」は行政用語ではない。これらについては内部で検討してください。
- ・ P3の見直しは基本計画である。
- ・ 土地利用構想は、おおまかなゾーニング、位置づけ、太い骨格を定めておこうというもの。用途変更などを想像されるかもしれないが、そこまでは総合計画の土地利用構想には含まれていない。こんな感じで絵を描くという理解をお願いしたい。
- 委員： ・ 土地利用構想は、都市計画マスタープランと関係してくる。人口48,000人を想定したとき、市街化区域を拡大するのか、産業スペースの問題もある。土

地利用構想については、来週、庁内にプロジェクトチームを立ち上げて検討する。

- 委員： ・ 「総合計画は最上位の行政計画です」とある。例えば、首長が変わったときにはどうなるのか。一般の人が見てもわかるような表現が必要ではないか。
- 事務局： ・ 基本構想は、高浜市としての団体の意志である。基本計画は、首長の任期に合わせて見直すこともある。
- 会長： ・ 基本構想は、団体の意志であって、首長が変わっても変えられない。変えたければ議会で議決をとらなければならない。
- ・ 基本計画は、首長の任期にあわせて、前期・中期・後期になっている。マニフェストに合わせて変えることができる。
- 委員： ・ この資料は、次回の市民会議全体会議に出すのか。同じ考えで前に進めているということを説明できるように、P10だけでも渡しておくべき。
- 事務局： ・ P10、11を出させていただく。

——原案を一部修正し、承認される——

3. その他

【意見交換】

- 会長： ・ 今日は時間があるので、よろしければ、傍聴している方から意見があればいただきたい。
- 傍聴者： ・ 自治基本条例は、市民会議の分科会を優先して決めていくのがいいか、審議会が決定していくのがいいか。
- ・ 自治基本条例が最上位の条例になるので、自治基本条例を踏まえて総合計画があることを計画の中に入れてはどうか。
- 会長： ・ 位置づけは、入れる必要がある。
- 委員： ・ 議長は初めてなので、一言お願いしたい。
- 委員： ・ 活発なご意見が出ていてありがたい。議会としても活発な意見を出して進めたい。
- 傍聴者： ・ 非常に参考になる。議会としても参考にしたい。
- 傍聴者： ・ 熱心に参加していただいていることが住民自治につながると思う。
- 会長： ・ 自治基本条例を審議会で一緒に議論するという方法もあるが、市民会議の分科会で議論するのはいい方法だと思う。
- ・ 議会・議員さんの部分については、ご意見をいただかずに勝手に決めていいのかという意見も出ている。できるだけ簡潔・簡素な条文にし、議会基本条例に委ねるスタイルがいいと思う。

第5回審議会は7月12日（月）午後7時から、第6回審議会は8月3日（火）午後7時から開催することとした。

以上